

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本規第1393号
令和5年5月26日
宮城県警察本部長

制限外牽引許可取扱要領の制定について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第59条第2項に規定する自動車の牽引制限に係る許可の事務の取扱いについて、別添のとおり制限外牽引許可取扱要領を制定したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

制限外牽引許可取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第59条第2項に規定する自動車の牽引制限に係る許可（以下「牽引許可」という。）の事務の取扱いに関し、宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）第55条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 許可の要件

牽引許可は、次に掲げる場合で、他に方法がなく、やむを得ないと認める理由があり、かつ、車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認められるときに行うものとする。

- 1 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車によって牽引するときは1台の車両を、その他の自動車は2台の車両を超えて牽引しなければならない場合
- 2 牽引する自動車の前端から牽引される車両の後端（牽引される車両が2台のときは2台目の車両の後端）までの長さが25メートルを超える牽引をしなければならない場合

第3 牽引許可の申請者

牽引許可の申請者は、当該牽引許可に係る自動車の運転者とする。

自動車の運転者が複数の場合（長距離運転で同乗又は乗り継ぎして交替する運転者がいる場合、同一の自動車について牽引許可の申請に係る期間が例えば1年間である場合にその期間内で運転者が交替する場合等をいう。）には、その全員を申請者とし、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第8条の5第2項に規定する申請書（以下「申請書」という。）の「申請者」の欄、「申請者の免許の種類」の欄及び「免許証番号」の欄に連記させるものとする。この場合において、申請書の各欄に連記することができないときは、別紙に申請者の住所、氏名、免許の種類及び免許証番号を記載させるものとする。

第4 牽引許可の単位

牽引許可は、原則として1回の運転行為（例えばA地点からB地点まで積載物を運搬する場合で、車両、積載物、運転経路及び時間がそれぞれ一つのものをいう。以下同じ。）ごとに行うものとする。

第5 牽引許可の期間

牽引許可の期間は、原則として1回の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。ただし、牽引許可のほかに法第77条第1項に規定する道路の使用の許可（以下「道路使用許可」という。）を要する場合の当該牽引許可の期間は、当該道路使用許可と同一の期間とする。

第6 申請手続の特例

けん
牽引許可を受けようとする運転行為が同一の運転者により定型的に反復し、又は継続して行われるものである場合の申請は、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、前記第4及び第5の規定にかかわらず、包括して1回の運転行為とみなして処理するものとし、許可の期間は原則として1年以内の適切な期間とする。

- 1 車両が同一であること。
- 2 同一の状態及び方法でけん引するものであること。
- 3 運転経路が同一であること。

第7 申請の受理

1 受付窓口

けん
牽引許可の申請は、運転経路の出発地（出発地が他の都道府県である場合には、最初に本県に入県することとなる場所）を管轄する警察署（以下「出発地警察署」という。）の署長（以下「出発地署長」という。）を經由して受理するものとする。

2 提出書類

けん
牽引許可の申請を受理する場合は、申請書2通の提出のほか、次に掲げる書類2通の添付を求めるものとする。

- (1) 運行計画書（誘導車及び誘導員の配置等の運行上の安全対策の概要が記されたもの）
- (2) 運転経路表
- (3) けん引状況図又は荷姿図（連結した状態の諸元が記載されたもの）
- (4) 自動車検査証及び運転免許証の写し
- (5) 回転軌跡図
- (6) その他必要に応じて次に掲げる書類
 - ア 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2に規定する道路管理者の通行許可（特殊車両通行許可証（認定書）及び条件書）の写し
 - イ 分割不可能な理由書（製品製造元発行に係る書面等）
 - ウ 車両選定の理由書
 - エ 運行経路に対する上空障害物調査結果報告書
 - オ う回路図及び案内看板設置状況表（車両の通行制限が伴う場合）

第8 審査事項

申請を受理した場合は、次に掲げる事項について審査するものとする。

1 車両構造上の支障の有無

けん
申請に係る車両の構造又はけん引の状況が、道路又は交通の状況に重大な危険を及ぼすおそれが認められないこと。

2 積載方法及び転落防止措置の適否

積載の方法及び当該積載による運転が法第55条第2項及び法第71条第4号の規定に照らし適切であると認められること。

3 運転の期間及び経路の適否

(1) 運転の期間

- ア 交通が特にふくそうする日時を含まないこと。
- イ 道路管理者の通行の許可が必要なものについては、特殊車両通行許可証(認定書)を受け、又は受けることが确实と認められる期間及び時間であること。

(2) 運転経路

- ア 運転経路に申請に係る車両の走行に障害となるもの（重量制限が行われている橋りょう、高さ制限が行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在しないこと。
- イ 道路管理者の通行の許可が必要なものについては、特殊車両通行許可証(認定書)を受け、又は受けることが确实と認められる経路であること。

4 その他

前記1から3までに掲げるもののほか、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要な措置を講じていること。

第9 処理手続

1 申請書等の送付

出発地署長は、申請書の提出を受けたときは、申請書及び申請者から提出を受けた書類（以下「添付書類」という。）各2通を交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）に送付すること。

2 交通規制課長の事務

交通規制課長は、出発地署長から申請書等の送付を受けたときは、次のとおり取り扱うこと。

(1) 申請の管理

制限外牽引許可申請受理簿（別記様式第1号）に所要事項を記載して申請の受理状況を管理すること。

(2) 経路調査の依頼

申請に係る運転経路を管轄する警察署の署長又は高速道路交通警察隊長に対し、当該運転経路における通行の支障の有無を照会すること。

(3) 許可の可否の判断

申請書、添付書類及び前記(2)の規定による照会結果に基づいて、審査を行い、許可の可否を判断すること。

(4) 許可証の作成

審査の結果、申請に対して許可をするときは、個々の申請に対して、公安委員会の文書番号を許可番号として付与し、規則第8条の5第2項に規定する許可証（以下「許可証」という。）に許可番号等必要な事項を記載の上、公安委員会印を押印し、控えとする許可証の副本との間に契印して当該申請に対する許可証とすること。

(5) 許可証の交付

作成した許可証は、出発地署長に送付し、出発地警察署において申請者に交付するよう依頼すること。ただし、申請者の希望により、出発地警察署以外の

警察署又は警察本部で交付することは差し支えないものとするが、あらかじめ申請者及び交付を依頼する警察署長に連絡し、交付に支障がないよう調整すること。

(6) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示

条件を付して許可するとき、付した条件を変更するとき、申請によって求められた許可等を拒否するとき（不許可、申請の棄却、却下等の名称は問わない。）等には、申請者に対して、教示書（別記様式第2号）を交付し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示を行うこと。

第10 留意事項

1 他の都道府県に及ぶ^{けん}牽引許可

運転経路が他の都道府県に及ぶ場合は、各都道府県ごとの公安委員会の許可が必要となるので、申請者に対してその旨を指導すること。

2 ^{けん}牽引許可に関する相談等への対応

^{けん}牽引許可に関する相談又は申請の受理においては、警戒のための誘導車を別途用意した上で、交通誘導員等を同乗させて警戒に従事することが必要であることを申請者に対して指導すること。

3 故障車両等の^{けん}牽引に対する指導

故障車両又は事故車両の^{けん}牽引に関する相談を受けた場合は、^{けん}牽引する自動車の前端から^{けん}牽引される車両の後端が25メートルを超えることがないよう指導し、これを超えることがやむを得ないと認める場合に限り^{けん}牽引許可を申請させること。

4 その他

^{けん}牽引許可の相談又は申請受理に当たって疑義が生じた場合は、交通部交通規制課に確認した上で回答又は事務処理を行うこと。

教 示 書

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。